

幼稚園型認定こども園の認定及び利用定員の設定について

〇趣旨

本市の東部区域，南部区域において幼稚園を運営する事業者が，令和6年4月から幼稚園型認定こども園への移行を希望することから，「子ども・子育て支援法」第31条第2項の規定に基づき，その認定及び利用定員の設定について意見を伺うもの

1 経緯

令和5年5月 学校法人宇都宮海星学園ほか2者が「認定こども園設置・運営計画書」を提出

⇒ 本市においては，待機児童解消のための補助を活用した認定こども園移行（事業者公募）は完了している（別紙1-1参照）ことから，事業者による自主的な移行として実施

6月 本市の「児童福祉施設整備審査会」等において各事業者の計画書が関係法令等に適合していることを確認。学校法人宇都宮海星学園ほか2者を認定こども園設置・運営事業者として選定

2 移行の概要（別紙1-2，参考資料1-1，2，3，参考資料1-4〔回収〕参照）

No.	設置者	代表者	施設名 (仮称)	実施 予定地	認定を受ける 施設類型	利用定員 ^{※1}	
						合計	内訳
1	学校法人 宇都宮 海星学園	理事長 大塚 雅一	認定こども園 マリア幼稚園	上籠谷町 3776番地 (東部区域)	幼稚園型 認定 こども園	155名	1号 125名 2号 30名
2	学校法人 沼田学園	理事長 松山 奈穂子	認定こども園 恵光幼稚園	下栗町 2254番地 (南部区域)		246名	1号 201名 2号 45名
3	学校法人 源学園	理事長 太田 栄	認定こども園 中鶴田幼稚園	鶴田町 1313番地 (南部区域)		195名	1号 105名 2号 60名 3号 ^{※2} 30名

※1 各施設とも，現在在園児数と同程度の定員設定となっており，需給管理に影響を及ぼすものではないことを，本市において確認済み

※2 令和4年度に南部区域において急遽，既存保育所が閉園となったことから，その範囲内において，定員設定を行うもの

3 スケジュール

令和5年 7月14日以降

- ・在園児・保護者への周知（各事業者にて実施）
- ・施設改修工事への着手（各事業者にて実施）

令和6年 3月

- ・認定こども園の認定〔保育所機能の認定〕（市にて実施）
- ・特定教育・保育施設の確認（市にて実施）

4月～

- ・認定こども園への移行